

# 情報提供

那医発第 181 号  
令和8年6月9日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
常任理事 宮城 政剛



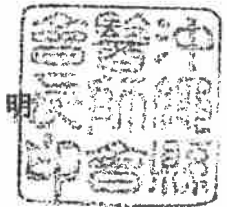
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）における教育研修施設について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。  
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 370 号  
令 和 8 年 6 月 2 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
副会長 平安



## チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン （閉塞性睡眠時無呼吸症候群）における教育研修施設について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）における教育研究施設についての通知となっております。

チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）については、「閉塞性睡眠時無呼吸症候群の効能又は効果を有するチルゼパチド製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（令和8年5月27日付け沖医発第337号）を以て貴会宛てにお送りしております。

本通知は、当該ガイドライン 4.①に定める教育研究施設について、想定される施設が補足されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）における教育研修施設について （令和8年5月26日（日医発第392号（技術）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 392 号（技術）（保険）

令和 8 年 5 月 2 6 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

長 島 公 之

宮 川 政 昭

（公印省略）

チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）における教育研修施設について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課及び同省保険局医療課の連名にて、各都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）については、「閉塞性睡眠時無呼吸症候群の効能又は効果を有するチルゼパチド製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（令和 8 年 5 月 2 1 日付け日医発第 372 号（保険））を以て貴会宛てにお送りしております。

本通知は、当該ガイドライン 4. ①に定める教育研修施設について、想定される施設を補足し、周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 8 年 5 月 18 日

各関係団体 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課  
厚生労働省保険局医療課

チルゼパチド剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）における教育研修施設について

今般、標記について、別添写しのとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）宛てに連絡しましたので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。



事 務 連 絡  
令 和 8 年 5 月 18 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課  
厚生労働省保険局医療課

チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）における教育研修施設について

チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）については、「チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）の作成及び最適使用推進ガイドライン（肥満症）の一部改正について」（令和8年5月18日医薬薬審発0518第2号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）により示したところですが、当該ガイドラインの記載について下記の補足をしますので、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

なお、本事務連絡の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

#### 記

当該ガイドライン4.①に定める教育研修施設については、以下の施設を想定していること。

- ・ 日本循環器学会が認定する「研修施設」
- ・ 日本呼吸器学会が認定する「基幹施設」
- ・ 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定する「基幹施設」
- ・ 日本内分泌学会が認定する「認定教育施設」
- ・ 日本糖尿病学会が認定する「認定教育施設 I」、「認定教育施設 II」及び「認定教育施設 III」
- ・ 日本内分泌学会及び日本糖尿病学会が認定する「研修基幹施設」

(参考)

最適使用推進ガイドライン チルゼパチド (抄)

4. ① 施設について

(略)

- ・ 以下の<医師要件> (1) 又は (2) に掲げる各学会のいずれかにより教育研修施設として認定された施設であること。

(略)

<医師要件>

指導の要件として以下の基準を満たすこと。

(略)

その上で、以下の (1)、(2) のいずれかを満たすこと。

(1) OSAS の診療に関連する以下のいずれかの学会の専門医の認定を有していること。

- ・ 日本循環器学会
- ・ 日本呼吸器学会
- ・ 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会

なお、日本睡眠学会の専門医を有していることが望ましい。

(2) 肥満症の診療に関連する以下のいずれかの学会の専門医を有していること。

- ・ 日本内分泌学会 (注 1)
- ・ 日本糖尿病学会 (注 1)

なお、日本肥満学会の専門医を有していることが望ましい。

(注 1) 日本内分泌学会又は日本糖尿病学会の専門医には、両学会が認定する専門医 (内分泌代謝・糖尿病内科専門医) も含まれる。

## 別記

公益社団法人日本医師会  
日本医学会  
一般社団法人日本内科学会  
一般社団法人日本循環器学会  
一般社団法人日本呼吸器学会  
一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会  
一般社団法人日本睡眠学会  
一般社団法人日本糖尿病学会  
一般社団法人日本内分泌学会  
公益社団法人日本薬剤師会  
一般社団法人日本病院薬剤師会  
日本イーライリリー株式会社  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
各地方厚生局